

広島市条例第 47 号

令和 7 年 9 月 25 日

広島市学校給食センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市学校給食センター条例の一部を改正する条例

広島市学校給食センター条例（昭和 47 年広島市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表広島市可部地区学校給食センターの項中「広島市可部地区学校給食センター」を「広島市北部地区学校給食センター」に、「広島市安佐北区亀山南三丁目 29 番 2 号」を「広島市安佐北区可部南二丁目 1 番 36 号」に、「可部、亀山及び安佐の各地区」を「安佐南区及び安佐北区」に改め、「中学校」の右に「のうち教育委員会が定めるもの並びに広島市立広島中等教育学校（前期課程に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 7 日から施行する。